

記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
-------	----------------------------------

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

《記載要領等》

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第49項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書の本文中、「令和__年__月__日」には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積（㎡）」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積（㎡）」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部

＜一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書 記載要領等＞

分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。

- (7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。

《提出書類》

- 1 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - 2 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - 3 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります。）
- ※ 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、1から3に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。